

不正使用等の防止について

1. 不正使用防止のための取組

① 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成15年度～)

- 不正使用を行った研究者及び共謀者 :2～5年
- 上記の共同研究者 :1年
- 不正受給を行った研究者 :5年

② 機関管理の義務化(平成16年度～)

- 研究機関による科研費の管理について、雇用契約、就業規則、個別契約等で規定
- 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
- 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施

③ 不正使用防止ルールの周知

- ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配付及び文部科学省ホームページへの掲載
- 不正防止のための通知の発出(平成17年1月24日)
- 説明会の開催

④ 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)

- 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
- 科研費の経費管理責任者の登録を義務化
- 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
- 文部科学省及び日本学術振興会による実地調査の実施
- 研究機関に対するペナルティー(間接経費の減額査定等)の導入 等

⑤ 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件化(平成20年度分の公募から)

2. 不正使用の防止に向けて研究機関に求めている取組

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」
(平成19年2月文部科学大臣決定)を踏まえた適正な管理体制の整備
 - ・ 文科省又は文科省所管の独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金を、各機関において適正に管理するために必要な事項が示されている。

- 「科学研究費助成事業の使用について各研究機関が行うべき事務等」
(機関使用ルール)に従った適正な使用の確保
 - ・ 納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。会計事務職員が納品検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検査を行わせること。
 - ・ 旅費、人件費・謝金の支出は、事実確認を行った上で適切に行うこと。
 - ・ ガイドラインを踏まえ、経費管理・監査体制を構築し、その状況を報告すること。
 - ・ 研修会・説明会を積極的・定期的に実施すること。
 - ・ 内部監査を実施し、実施状況及び結果を報告すること。 など

(注)内部監査の対象:従前は無作為抽出 → H23年度からは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえ、各研究機関の実情に応じて抽出

3. 納品検収の重要性

- 「預け金」を行う主な動機は、次年度以降の研究費の確保や使い切らなければいけないと思いついでいることであることが多く、古い認識に基づくルールの誤認や認識不足から、行う必要のない不正を行っている事例が多く見られる。
- 「預け金」は、納品検収の体制が機能していれば、防ぐことが可能であり、納品検収が機能していないために安易に行われている傾向が見られる。
- 不正が発生した場合の事実確認の調査は、様々な書類の突き合わせ等、膨大な作業を伴うものであり、事務局にとって相当の負担になるものである。
- 納品検収の体制を整備し、実効性を確保することで、不正使用が行われにくい状況となり、不正が発生するリスクが軽減し、研究者・事務局双方にとって不要なトラブルを回避することができる。
- 当該年度中に繰り越す必要が生じた場合は「繰越制度」を活用し、決して「預け金」などの不正を行い次年度の研究費を確保することがないようにしていただきたい。

4. 不正使用の事例と発生リスク

◆不正使用(預け金)の事例

架空取引により消耗品等を購入したように装い、大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ、大学に保管された納品伝票に記載された物品と異なる研究用物品等の購入に充てていた。

◆不正使用(預け金)が行われた当時に見られる機関管理の状況

- 発注・納品検収は研究者が行っていた。事務部門は、支払い段階において研究者から提出される見積書・納品書・請求書の確認を行うのみであった。
- 事務職員が発注・検収を行うことになっているにも拘わらず、実態は研究者が自由に取引業者を選定・発注し、自らが検収を行っており、事務職員は証拠書類の後追い確認を行っていた。
- 事務職員から研究者に計画的な執行を求めている状況にあつて、年明けになって年度末までに使い切るような指導等が行われ、年度末の不要な使い切り等の誘発を招く要因のひとつとなっていた。

◆不正使用(預け金)が行われた研究機関に共通したリスク

- 特定の業者と研究者が癒着しやすい環境とそれを牽制していない管理状況
- 納品事実が確認できていない状況
- 予算執行状況の検証ができていない状況

(注)参照資料:文部科学省「研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について(分析結果報告)」(平成22年8月)

5. 不正使用、不正受給、不正行為に関する事例

- ◆ 旅費、謝金を架空請求し、また業者から無償で貸借した計測装置のレンタル料を請求し、大学から補助金を支出させ自らの銀行口座で管理し、研究費として使用したほか、家族旅行の費用に使用していた。→ 預け金、カラ謝金、カラ出張に該当します。
- ◆ 架空発注により消耗品等を購入したように装い、大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させて上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。→ 預け金に該当します。
- ◆ 作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、大学から補助金を支出させ、大学院生の学会参加の旅費に充てていた。→ カラ謝金に該当します。
- ◆ 応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に補助金を受給していた。→ 不正受給に該当します。
- ◆ 科研費の研究成果として発表された論文において、過去の実験データを用いて図表の改ざん・ねつ造を行った。→ 不正行為(改ざん・ねつ造)に該当します。
- ◆ 科研費の研究成果として発表された図表や研究成果報告書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。→ 不正行為(盗用)に該当します。